

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社
代表取締役社長兼 COO 森 下 将 典
(コード 3121 大証 2 部・福証)
問合せ先 経営管理部長兼社長室長 庄 佳 秀
(TEL 03-3502-4910)

「株式併合についての Q & A」の策定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 11 日付当社「株式併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ」及び「定款一部変更に関するお知らせ」において公表の通り、平成 22 年 8 月 1 日（日）を効力発生日として、株式併合議案及び定款一部変更（単元株式数の変更等）議案を、平成 22 年 6 月 23 日開催予定の当社第 86 回定時株主総会に付議させていただく予定でございます。

このたび、当社の株主の皆様及び一般の投資家の皆様に、今回の株式併合議案及び単元株式数の変更について、より深くご理解をいただくため、添付の「株式併合についての Q&A」をご用意いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

「株式併合についてのQ&A」

<ご注意事項>

本資料は、平成 22 年 6 月 23 日開催予定の当社第 86 回定時株主総会において、株式併合及び定款一部変更の議案(以下「本件議案」)が、承認可決されることを前提としております。また、本件について、公表済みの内容から何らかの変更が生じた場合は、適宜公表いたします。

Q1. 株式併合の目的は何でしょうか？

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。当社は上場企業としてかかる趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、株式の併合(10 株を 1 株に併合)及び単元株式数の変更(現行の 1,000 株から 100 株に変更)とを併せて行うものです。

また、大阪証券取引所第二部の上場企業の平均上場株式数と比較して、当社の発行済株式総数は約 8.1 倍、発行済株式総数の時価総額に対する割合も約 6.7 倍と高い割合となっております(平成 22 年 3 月 31 日現在)。今回の株式併合により当社の発行済株式総数の適正化が図られ、その結果、1 株あたりの諸指標(利益・配当等)や株価について他社との比較も容易になり、当社の状況に対するご理解を深めていただくことができるものと考えております。

Q2. 定款変更の目的は何でしょうか？

株式併合(10 株を 1 株)の実施に併せて、単元株式数を 10 分の 1 に、発行可能株式総数(授權枠)を 10 分の 1 に変更するものです。

これにより、株式併合の前後で、お取引金額の単位(最低投資金額)や、取締役会で決定することができる新株式の発行枠(授權枠)につきましては、実質的な変化はないこととなります。

Q3. 株主の所有株式は具体的にはどのようなになるのですか？

個々の株主様の平成 22 年 7 月 31 日(土)最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数を平成 22 年 8 月 1 日(日)の株主名簿上の株数といたします。

下記の例のとおり、10 株の整数倍の部分については、10 分の 1 の株式数となりますが、10 株未満の株式の部分については、株式併合の効力発生日をもって切り捨てられます。この切り捨てられた 1 株未満の端数株式相当分は、市場価格により処分させていただき、処分代金を端数株式相当分に応じて当該の株主様にお支払する予定です。

(例)

	株式併合前のご所有株式数	株式併合後のご所有株式数	株式併合後の端数株式相当分
株主様のご所有例 1	1,000 株	100 株	—
株主様のご所有例 2	1,511 株	151 株	0.1 株

(注) 株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として証券会社ごとの当社株式預託残高に対して、株式併合のお手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

(添付資料)

Q4. 株式併合のスケジュールを教えてください。

今後のスケジュールは以下の通りです。

平成22年6月23日(水)

- ・当社第86回定時株主総会開催日
- ・本件議案の承認可決後、株主の皆様へ株式併合のご案内を送付

平成22年7月27日(火)

- ・当社株式の取引単位(＝単元株式数)1,000株での売買の最終日

平成22年7月28日(水)

- ・当社の株価に株式併合の効果が反映される
- ・当社株式の取引単位(＝単元株式数)が1,000株から100株に変更
(注) 売買後、株式の振替に要する日数などとの関係で、株式併合の効力発生日前に売買単位が変更される予定です。

平成22年8月1日(日)

- ・株式併合と単元株式数変更の効力が発生

平成22年10月頃

- ・10株未満の株式をご所有の方について、平成22年7月31日(土)最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた結果、切り捨てられた1株未満の端数株式相当分は、市場価格により処分させていただき、処分代金を端数株式相当分に應じて当該株主様に10月頃お支払する予定です。

Q5. 株式の資産価値への影響はありますか？

株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、理論上、株主様がご持ちの株式の資産価値は変わりません。今回の株式併合により、ご持ちの株式数は10分の1(1万株であれば1千株)になりますが、1株当たり純資産価額は10倍になります。

Q6. 株式の売買停止期間はありますか？

売買停止期間はございません。なお、従来の株式併合が実施された際の売買停止期間の制度は、平成21年11月に廃止されております。

Q7. 取引の際の株価の刻み幅(呼値単位)は影響を受けますか？

大阪証券取引所の上場株式の場合、3,000円以下の株価において呼値単位は1円と定められております。最近の当社株式の株価水準を前提とすると、株式併合により当社株式の株価の動きがなめらかになり、市場におけるより円滑な株価形成が期待できるものと考えております。

たとえば、現状の当社株式の株価の刻み幅は、36円(平成22年5月13日終値)の上は37円、38円・・・となり、下は35円、34円・・・となります。株式併合後は、この株価水準を前提とすると、360円の上は361円、362円・・・、下は359円、358円となり、株価変動の刻み幅が実質的により細かくなります。

(添付資料)

Q8. 最低投資金額への影響はありますか？

最低投資金額に実質的な影響はありません。

(参考) 株式併合前と株式併合後の最低投資金額の試算

	株価(注)	単元株式数	最低投資金額
(株式併合前)	36円	1,000株	36,000円
(株式併合後)	360円	100株	36,000円

(注) 株式併合前の株価は平成22年5月13日の終値である36円としています。株式併合後の株価は、これに併合の効果(10株を1株)を加味した理論上の値です。

Q9. 信用取引への影響はありますか？

信用取引には制度信用取引と一般信用取引の2種類があります。

このうち制度信用取引については、今回の株式併合や単元株式数変更の影響を受けず、効力発生日前の精算などは必要ありません。

一方で、一般信用取引については、投資家の方々和各証券会社との相対取引になりますので、証券会社によりお取り扱いが異なります。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせ下さい。

なお、当社より大手インターネット証券会社数社に確認しましたところ、当該各社の一般信用取引において、当社株式の取扱いは、株式併合の影響を受けず、効力発生日前の精算などは必要ないとのことです。

Q10. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

株主様がご所有の株式のうち、10株未満の株式の有無でお手続きが異なります。

① 10株未満の株式をご所有の株主様

10株未満の株式をお持ちでない方は、当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

② 10株未満の株式をご所有の株主様

ご所有の株式のうち10株未満の株式は、株式併合により1株未満の端数株式相当分となり、これを当社がまとめて市場価格で処分させていただきます(会社法235条)。処分代金は、端数株式相当分に応じて当該株主様にお支払いいたします(お支払いは10月頃となる予定です)。

これにより、効力発生日時点で保有株式の総数が10株未満の株主様につきましては、保有機会を失うこととなります。深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

詳細につきましては、後日、株主様に送付させていただくご案内をご確認ください

Q11. この機会に単元未満株式(1単元に満たない株式)の処分をしたいのですが。

単元未満株式の買取(1単元に満たない株式を当社が買い取る)または買増(株主様が1単元に満たない株式を買い足して保有株式を1単元単位にする)のお申出は、お取引の証券会社において受け付けております。

なお、平成22年7月15日(木)から平成22年7月30日(金)までの間、各証券会社における買増の受付を停止いたします(「買増停止期間」)。

※ 当社株式の1単元は、株式併合前(現在)は1,000株、株式併合後は100株となります。

以上